

6月から住民税が変わります



福智町役場税務課課係 ☎ 22-7762

国から地方へ「税源移譲」

いつから変わるの？

所得税 今年の1月分から変更
住民税 今年の6月分から変更

給与所得者は今年1月分から、年金受給者は今年2月分から所得税（源泉徴収分）が減り、6月分からその分の個人住民税が増えます。
事業所得者は、6月分から住民税が増え、平成20年3月の平成19年分確定申告から所得税が減ります。

どう変わるの？

所得税
平成19年度1月分から4段階の税率を6段階に細分化

住民税
19年度6月分から3段階の税率を一律10%（県民税4%・町民税6%）

※国から地方への税金の移し替えなので「所得税+住民税」の負担は変わりません。なお、所得税と住民税では、配偶者控除などの人的控除に差があるため、その差を調節する措置が講じられます。

負担が変わらないための2つの措置

1 調整控除

住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除などの人的控除額に差があります。同じ収入金額でも、住民税の課税所得金額は所得税より多くなりますので、住民税の税率を10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまいます。このため、個々の納税者の人的控除の状況に応じて、住民税を減額することで納税者の税負担が変わらないように措置しています。

2 住宅ローン控除

平成18年までに入居のかたは

税源移譲によって、所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、住民税で減額する措置がとられます。平成20年1月以降、申請が必要ですが、平成19年・平成20年に入居のかたは減税の措置を受けやすくなるために、所得税の控除期間を10年と15年の選択制とする措置がとられます。

税源移譲以外の主な変更

定率減税の廃止

景気対策の一環として平成11年度から導入されていた定率減税が、最近の経済状況をふまえて廃止されます。平成18年の住民税は税額の7.5%相当額（2万円を限度）が減額されていましたが、平成19年度は廃止されました。

老年者非課税措置の廃止

平成19年度まで経過措置がとられていました平成17年1月1日現在65歳以上の人は

地方税法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了したもののついて、工事内容を確認することができる書類を添付して町に申告された場合には、当該家屋に係る固定資産税の税額（1戸あたり100m相当分までに限る）を改修工事が完了した年の翌年分に限り、3分の1の税額を減額することになりました。

【対象となる要件】

▶ 次のいずれかのかたが居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く）

- ① 65才以上のかた
- ② 要介護認定または要支援認定を受けているかた
- ③ 障害者

【対象となる工事】

▶ 次の工事で補助金を除く自己負担が30万円以上のもの（19年1月1日以前から在する住宅）

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床表面の滑り止め化

【軽減される期間・税率】

▶ 改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、3分の1に相当する税額を軽減します。

【申請手続き】

- ▶ 改修工事後3か月以内に工事明細書や写真等を添付して申告書を提出してください。
- ▶ 上記に該当する改修工事を実施した場合には、税務課課係までお問い合わせください。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の軽減措置

定率減税廃止の具体例（平成19年度）

夫婦子ども2人の場合

給与収入	年度	住民税額	定率減税額	合計
300万円の場合	平成18年度	9,000円	▲700円	8,300円
	平成19年度	9,000円	0円	9,000円
500万円の場合	平成18年度	76,000円	▲5,700円	70,300円
	平成19年度	135,500円	0円	135,500円
700万円の場合	平成18年度	196,000円	▲14,700円	181,300円
	平成19年度	293,500円	0円	293,500円
1000万円の場合	平成18年度	442,000円	▲20,000円	422,000円
	平成19年度	539,500円	0円	539,500円

※ 夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※ 住民税は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

税源移譲後の具体例（平成19年度）

夫婦子ども2人の場合

給与収入	前後区分	所得税額	住民税額	小計	増減額
300万円の場合	税源移譲前	0円	9,000円	9,000円	±0円
	税源移譲後	0円	9,000円	9,000円	
500万円の場合	税源移譲前	119,000円	76,000円	195,000円	±0円
	税源移譲後	59,500円	135,500円	195,000円	
700万円の場合	税源移譲前	263,000円	196,000円	459,000円	±0円
	税源移譲後	165,500円	293,500円	459,000円	
1000万円の場合	税源移譲前	688,000円	442,000円	1,130,000円	±0円
	税源移譲後	590,500円	539,500円	1,130,000円	

※ 夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※ 住民税は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。